

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第56号

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「	<table border="1"><tr><td>1,983^円</td></tr><tr><td>604</td></tr><tr><td>604</td></tr></table>	1,983 ^円	604	604	を	「	<table border="1"><tr><td>2,483^円</td></tr><tr><td>730</td></tr><tr><td>730</td></tr></table>	2,483 ^円	730	730	に,
	1,983 ^円											
	604											
604												
2,483 ^円												
730												
730												
	」			」								
	「	<table border="1"><tr><td>364</td></tr><tr><td>857</td></tr></table>	364	857	を	「	<table border="1"><tr><td>2,862</td></tr><tr><td>2,013</td></tr></table>	2,862	2,013	に改める。		
364												
857												
2,862												
2,013												
	」			」								

第1号様式注以外の部分、第2号様式注以外の部分及び第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市と畜場条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場業務課)